

発議第2号

和歌山市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年7月1日提出

提出者 和歌山市議会議員

井上直樹

芝本和己

中尾友紀

姫田高宏

山本忠相

山野麻衣子

和歌山市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例  
和歌山市長期総合計画審議会条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。